

議案第 99 号

ひたちなか市農業集落施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
制定について

ひたちなか市農業集落施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 12 月 5 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市農業集落施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

ひたちなか市農業集落施設設置及び管理条例（平成6年条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表ひたちなか市阿字ヶ浦転作推進センターの項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

ひたちなか市農業集落施設設置及び管理条例新旧対照表

旧		新		備考
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
名称	位置	名称	位置	
ひたちなか市長砂転作推進センター	ひたちなか市大字長砂459番地	ひたちなか市長砂転作推進センター	ひたちなか市大字長砂459番地	
ひたちなか市足崎転作推進センター	ひたちなか市大字足崎1764番地	ひたちなか市足崎転作推進センター	ひたちなか市大字足崎1764番地	
ひたちなか市佐和地区農作業準備休養施設	ひたちなか市大字佐和2666番地	ひたちなか市佐和地区農作業準備休養施設	ひたちなか市大字佐和2666番地	
ひたちなか市枝川転作推進センター	ひたちなか市大字枝川1513番地の1	ひたちなか市枝川転作推進センター	ひたちなか市大字枝川1513番地の1	
ひたちなか市岡田地区農村集会所	ひたちなか市大字三反田3497番地の2	ひたちなか市岡田地区農村集会所	ひたちなか市大字三反田3497番地の2	
ひたちなか市阿字ヶ浦転作推進センター	ひたちなか市阿字ヶ浦町299番地の1			